



不存在による非公開決定通知書

大阪府警察本部指令(府民)第41号

平成29年3月30日

弁護士 山中 理司 様

大阪府警察本部長 印



平成29年3月22日付けであった行政文書の公開請求については、当該行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	①警察官が犯罪被害者の事情聴取を行う際、どのような場合であれば、犯罪被害者から依頼を受けた弁護士が同席できるかが分かる文書 ②警察官が犯罪被害者の立会を得た上で交通事故現場の実況見分を行う際、どのような場合であれば、犯罪被害者から依頼を受けた弁護士が同席できるかが分かる文書
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	本件公開請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していない。
担当所属等	大阪府警察本部総務部府民応接センター (府民応接センター情報公開室 06-6943-1234 内線25251)
備考	

受理番号 第38号

(教示) この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。